

令和3年の農作業安全確認運動の展開について

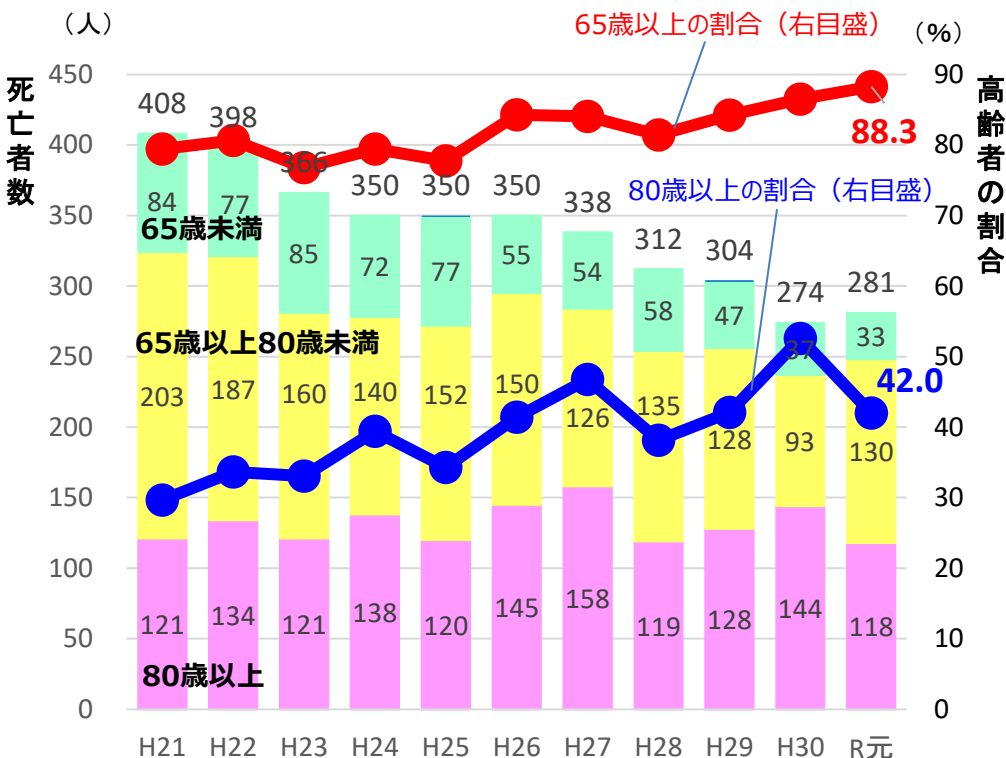
令和3年3月19日

農林水産省

1. 令和元年に発生した農作業死亡事故の調査結果（概要）

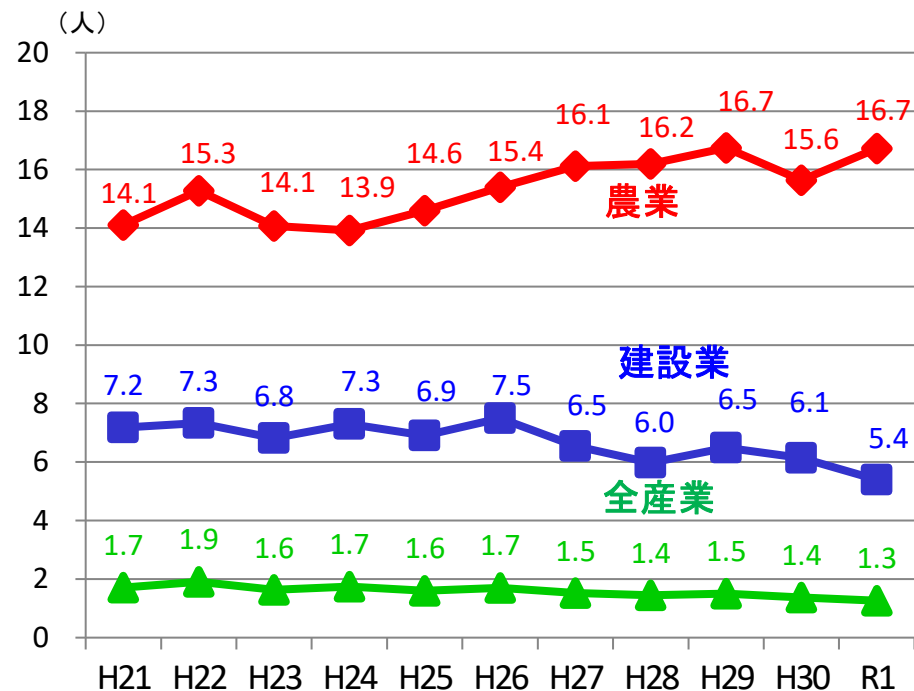
- 令和元年の農作業事故死亡者数は281人。前年（平成30年）と比べて7人増加。
- 年齢別にみると、65歳以上の高齢者の割合が88%を占め、この割合は調査開始以降で最大。
- 就業人口10万人当たりの事故死亡者数は16.7人と調査開始以降で最も高い水準（H29と同率）となり、他産業との差は拡大傾向。

農作業事故死亡者数の推移



農作業死亡事故調査（農水省）

就業人口10万人当たり死亡者数の推移



死亡者数 農業：農作業死亡事故調査（農水省）

他産業：死亡災害報告（厚労省）

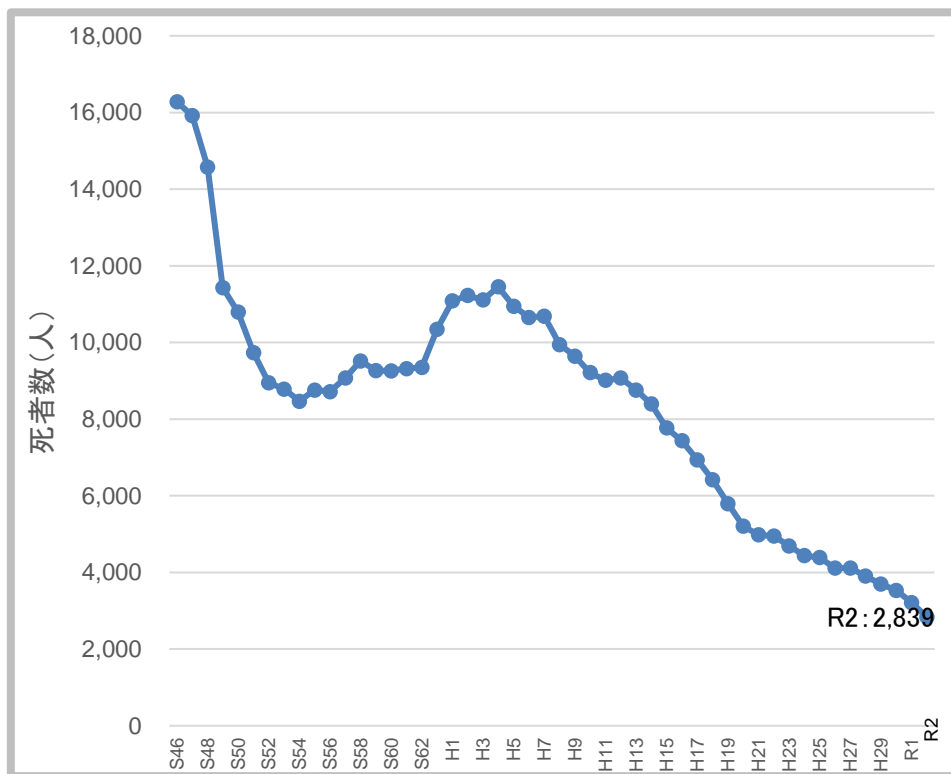
就業人口 農業：農林業センサス、農業構造動態調査（農水省）

他産業：労働力調査（総務省）

(参考) 交通事故の発生状況について

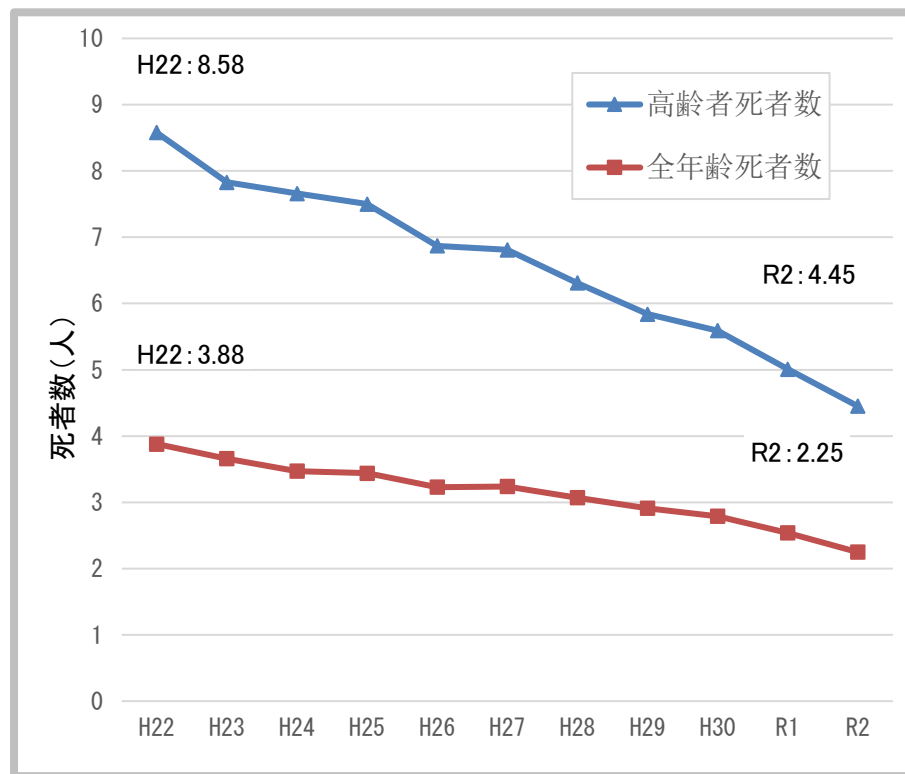
- 我が国の社会全体が高齢化している中においても、交通事故死者数は、近年、大幅な減少を実現。また、人口10万人当たりの高齢者の死者数も直近10年間で半減（8.58人→4.45人）している。
- 交通事故死者数が減少傾向にある要因として、平成25年の警察白書では、シートベルト着用者率が向上して事故の被害が軽減されていること等を挙げている。

交通事故死者数の推移（昭和46年～令和2年）



※ 警察庁交通局交通企画課「令和2年中の交通事故死者数について」
(令和3年1月4日)より

人口10万人当たり高齢者（65歳以上）死者数の推移（平成22年～令和2年）



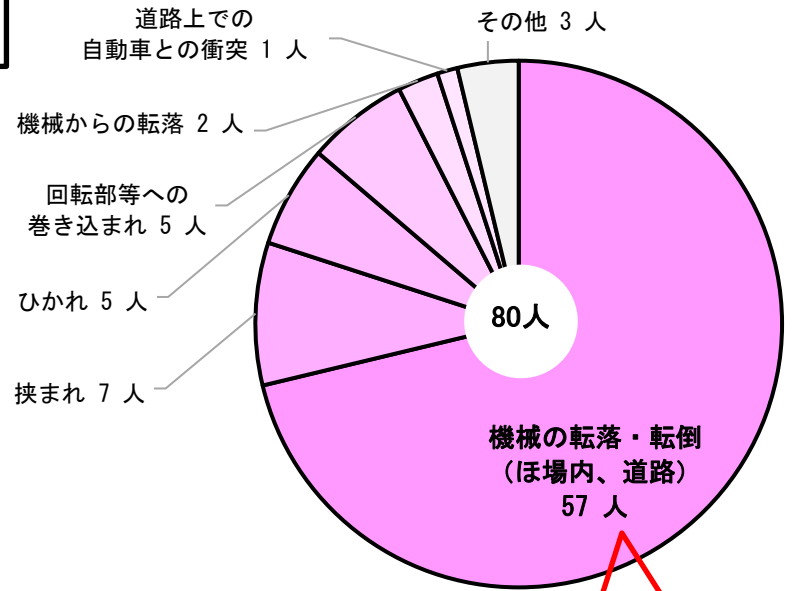
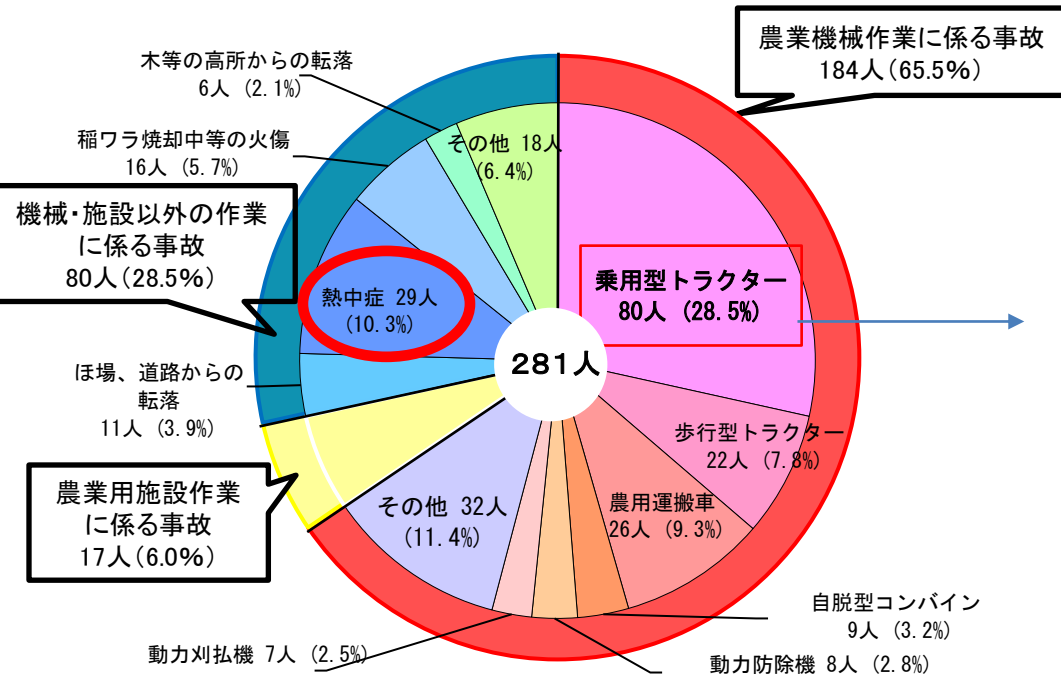
※ 警察庁交通局交通企画課「令和2年中の交通事故死者数について」
(令和3年1月4日)より
算出に用いた人口は、各年の前年の人口であり、総務省統計資料「人口統計」
(各年10月1日現在人口)による。

1. 令和元年に発生した農作業死亡事故の調査結果（要因別分析）

- 令和元年の農作業死亡事故を要因別にみると、「農業機械作業に係る事故」が184人（65.5%）と最も高い状態が継続しており、農業機械作業の安全対策の強化が急務。
- 農業機械作業に係る事故のうち乗用型トラクターに係る事故が80人と最多。その中でも「機械の転落・転倒」による死亡者が57人と最多となっており、乗用型トラクターの転落・転倒事故対策が引き続き重要。
- 「機械・施設以外の作業に係る事故」では、「熱中症」が29人と、調査開始以降2番目に多い水準（過去最大はH30の43人）。近年、大きな死亡事故要因となってきており、対策の強化が必要。

要因別の死亡事故発生状況（令和元年）

乗用型トラクター事故による死亡の要因（令和元年）



農作業死亡事故調査（農水省）

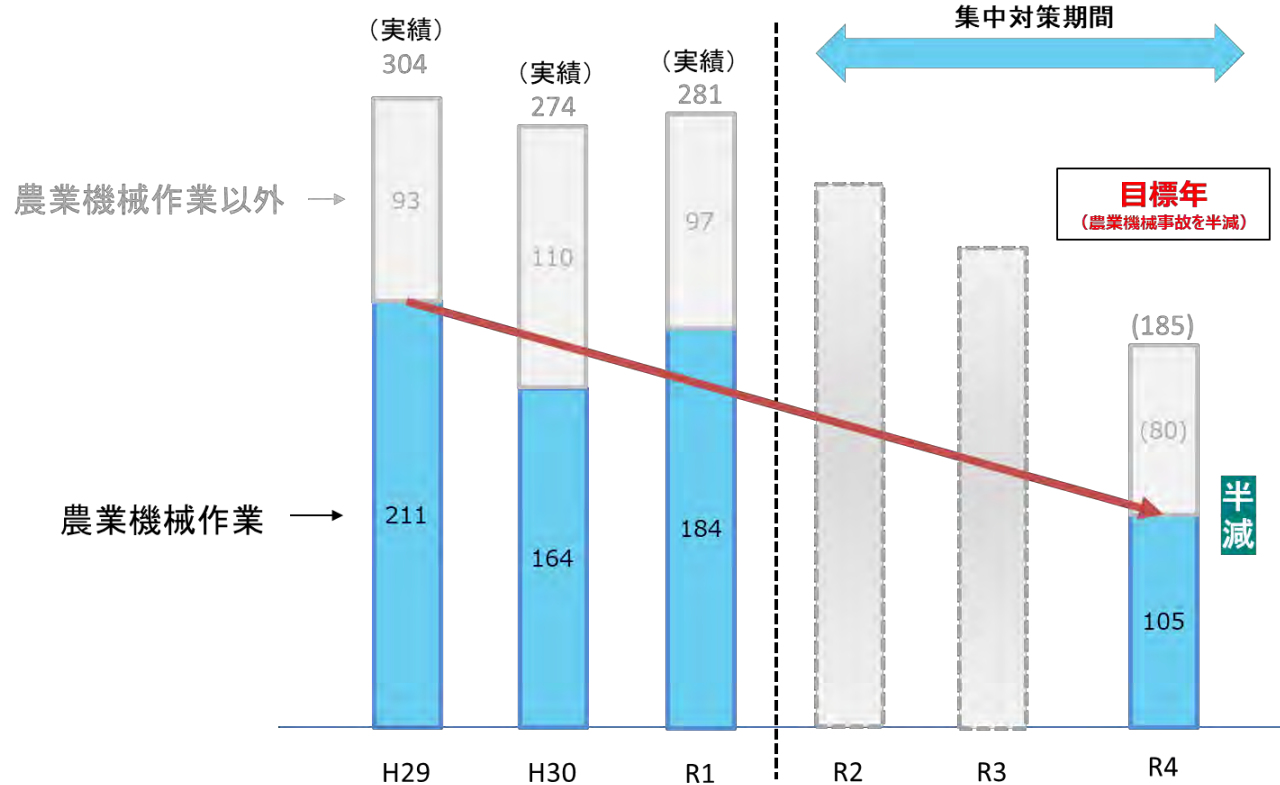
農作業死亡事故調査（農水省）

乗用型トラクター事故のうち、「機械の転倒・転落」が69%

(参考) 農作業安全確認運動の目標について

- 令和2年に、農作業安全確認運動の目標として、農業機械作業に係る死亡事故を令和4年までの3年間で平成29年比で半減する(211人→105人)との目標を策定。対策を集中的に行うこととしたところ。
- 今般、発表した令和元年の農業機械作業に係る死亡事故数は184人。目標の達成に向け、令和3年においても農業機械作業への対策の強化が必要。

農作業安全確認運動における令和4年目標



※1 目標を設定した令和2年2月時点における最新データが平成29年であったため、平成29年の実績データを基準値として半減目標を設定。

※2 令和4年の「農業機械作業以外」の件数(80件)は、厚生労働省が策定した第13次労働災害防止計画の目標値△15%より算定した仮の数字。

2. 令和2年の取組報告

(安全フレーム等の追加装備、シートベルト・ヘルメットの着用徹底の呼びかけ)

- 農業機械メーカーをはじめ、各参加主体において積極的に取組を展開。
- 農林水産省においても、安全フレーム等未装備トラクターの利用状況把握等のための委託調査を実施。
- ポスターコンテストを通じたポスター作成・配布やステッカーの配布を通じて、転落・転倒事故対策を集中的に周知。

農機メーカーの取組例

新聞広告において、安全フレームやシートベルト等の装備や買い替え等を呼びかけ



農業機械安全性向上対策強化委託事業

令和2年度以降に安全フレームの追加装備を行った農業者を対象に、以下のアンケート調査等を実施 (令和3年1月時点:約300名回収)

- ① 安全フレーム等未装備トラクターの利用状況
- ② 安全フレーム等の追加装備後の意識変化等

[調査実施主体]
一般社団法人日本農業機械化協会



ポスター、ステッカーの作成・配布

【ポスター】
コンテスト応募188点*から農林水産大臣賞・生産局長賞・日本農業新聞賞を決定。秋の運動参加809機関を通じて計約3.6万枚を配布。



(※過去10回のコンテストの中で初年に次いで2番目に多い応募数)

農林水産大臣賞受賞作品

【ステッカー】
参加機関を通じて約52万枚を配布。



2. 令和2年の取組報告

(都道府県、農機メーカーを通じた農作業事故報告の把握・発信の強化)

- 令和2年より都道府県、農機メーカーからのケガを含めた農作業事故情報の収集・報告の取組を強化。(令和2年6月分からは報告を随時報告から、毎月の定期報告に変更)
- この結果、令和2年分(本年1月15日報告分まで)の報告件数は、前年に比べて倍増(167件→326件)。
- これらの情報は、(国研)農研機構革新工学センターにおいて分析を行うとともに、情報の即時性を活かすため、MAFFアプリなど複数の媒体を活用し、毎月、現場への注意喚起に活用。

都道府県、農機メーカーからの事故情報 (令和2年1月～令和3年1月報告分)

報告件数	326件 (前年:167件)
うち 都道府県のみからの報告	278件 (前年:141件)
〃 農業機械メーカーのみからの報告	35件 (前年:18件)
〃 両方からの報告(都道府県、メーカー)	13件 (前年:8件)
死亡事故の報告件数	158件
負傷事故等の報告件数	168件

* 報告数は令和3年1月末日時点

令和2年に10件以上の事故報告(都道府県、農機メーカー報告分の合計)をいただいた道県(都道府県コード順)

北海道、青森県、宮城県、山形県、福島県、
富山県、長野県、愛知県、佐賀県、鹿児島県

令和2年に事故報告(同上)の無かった都府県

東京都、三重県、大阪府

MAFFアプリでの注意喚起の状況

実績
水路・川への転落で3名死亡。6月に起こった農作業事故
熱中症での死亡事故も発生。7月に起こった農作業事故
トラクターの転落に気をつけて！8月に起こった農作業死傷事故
収穫時の機械作業事故に注意！9月に起こった農作業死傷事故
公道での農機事故に注意！10月に起こった農作業死傷事故
除雪など高所作業事故に注意！11月に起こった農作業死傷事故
刈払機使用時は適切な対策を！12月に起こった農作業死傷事故

刈払機使用時は適切な対策を！

<12月に発生した農作業死傷事故:8件>

農業機械作業に係る死傷事故:6件

うち 動力刈払機 2件 ほか

その他の死傷事故:2件

典型的な事故例、注意すべきポイント等を紹介

(今月のワンポイント)

○ 12月は8件の農作業中の死傷事故が報告されており、このうち「動力刈払機」で2名の方が負傷しています。

○ このうち1件は、除草作業中、刈払機のエンジンを止めずに点検を行ったところ、急に刃が動き出して負傷したものであり、これまでも同様の事故が多く報告されています。

○ 点検の際はエンジンを止めて行うことが基本ですが、現在はハンドルから手を離すと刈刃が止まる機構が付いた刈払機が多く販売されています。こうした機構が付いていない古い刈払機をお使いの場合は、できるだけ早く買い換えましょう。

○ このほか、以下のURLに刈払機を使う場合の注意事項がまとめられていますので、改めて確認しましょう。

【参考URL】

▼刈払機の正しい使い方(日本農業機械工業会)(PDF:4.404KB) <http://www.jfmma.or.jp/data/safety2014.pdf>

より具体的な対策へのリンクも掲載

発信例
(12月分)

2. 令和2年の取組報告 (農作業安全推進協議会等の設置の促進)

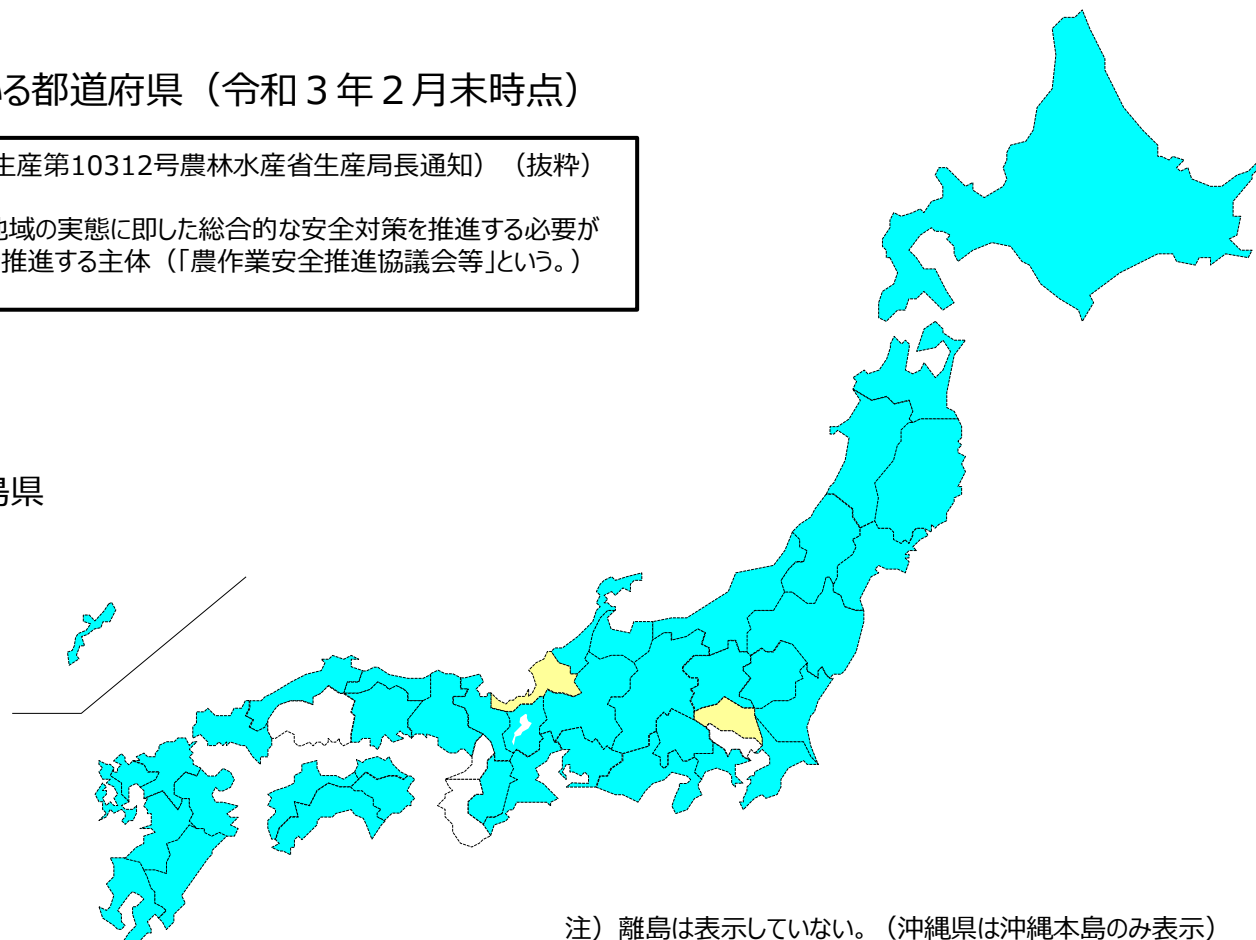
- 県段階や地域段階において農作業安全対策を効果的に講じるためには、行政、生産者団体、農業資材販売店など関係機関が事故情報や普及啓発方策を共有し、一体的に取り組んでいくことが重要。
- 本年の農作業安全確認運動において協議会等の設置の取組を強化し、県段階では1県増加の全国40道府県で設置が完了（更に2県で設置を検討中）。
- 今後は、残された県等への働きかけと地域段階での協議会等の設置の強化を推進（令和3年3月中を目途に公表予定）。

農作業安全推進協議会等※が設置されている都道府県（令和3年2月末時点）

※「農作業安全のための指針」（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）（抜粋）
第1 推進体制の整備

農作業事故の防止を図るためには、関係者の連携の下、地域の実態に即した総合的な安全対策を推進する必要があることから、地域の関係機関等をもって、農作業安全対策を推進する主体（「農作業安全推進協議会等」という。）を設置し、具体的な安全確保への取組を進めること。

- : 【設置を検討している県】
埼玉県、福井県
- : 【設置意向を確認できない都府県】
東京都、大阪府、和歌山県、広島県



注）離島は表示していない。（沖縄県は沖縄本島のみ表示）

(参考) 対話型農作業安全研修ツール

○ (国研) 農研機構革新工学センターでは、事故情報等を基に、地域の指導者等が農業者とコミュニケーションを図りながら、リスクに合った対策を自ら選択していただくことで、現実的な対応を行うことができる指導ツールを作成。令和2年5月より、下記資料を同センターのホームページで公開し、広く普及を進めている。

【ステップ1】

農家が使用している機械ごとにヒヤリハット体験をアンケートで検出

「ヒヤリハット体験あるチェック」アンケート (日付) (実施者)

※機械の種類ごとに以下の作業中のヒヤリハットの体験に近いものがあれば右欄にチェックを入れてください。また、近いものがなければその他の欄に簡単にヒヤリハットの内容を記入してください。

機械の種類	ヒヤリ・ハットの内容	ある	(合計)	
乗用型 トラクタ	1	・あぜ道の境目が分からず、危うく転落しそうになった。		0
	2	・スピードを出し過ぎて、ハンドルを取られたり、横転しそうになった。		0
	3	・坂道を走行している途中、変速のためクラッチを切ってしまった。		0
	4	・ロータリー等作業機を回したまま、農道を走った。		0
	5	・道路走行中やほ場の出入り中、ブレーキが片効きだった。		0
	6	・ほ場から出るとき、出入口や畦越えで前輪が上がったり転倒しそうになった。		0
	7	・PTO軸のガードやユニバーサルジョイントのカバーが外れた、壊れたまま。		0
	8	・作業機の着脱時に、体や指などを機械に挟まれそうになった、作業機が急に動いた		0
	9	・点検等で、エンジンがかかったまま、作業機に近づいてしまった。		0
	10	・点検等で機械の周囲にいたとき、急に機械が動き出した。		0
	11	・その他 ()		0

指導者等の進行で、ヒヤリハット経験の共有と、現実的な対応策を検討する。



【ステップ2】

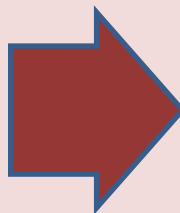
ヒヤリハット体験があったものについて、対策リストから取り組めるものをコミュニケーションの中で選定

<乗用型トラクタ>

時系列	No	想定される事故形態	ヒヤリハット事例	機械・用具・装置	作業方法や安全管理体制	作業環境	備考	参考
走行時	1	機械の転落・転倒	あぜ道の境目が分からず、あやうく転落しそうになった	安全キャブ・フレーム付トラクタの使用 2柱式フレームを立てる シートベルトの使用 ヘルメットの使用	事前に通行する道路をチェックする 当日走行経路や作業工程を確認する、メモを事前に作る 退出路に入る前にブレーキを連結する 必ず周囲を確認してから発進する 日中に移動する	道路がわかりやすくなるよう、隔壁に車列りを行う 崩れた路肩を整備する 勾配を緩くする※1 ガードレール、路肩にポール、注意標識などで危険箇所を明示する	・2柱フレームの場合は、シートベルトを使用していないと、投げ出されるため、必ずシートベルトを着用すること ・ヘルメットをしておくことで、頭部へのダメージを防げる	※1：はね進入路は、田面からの高さが30cm以上では端との間に水路がある場合には、幅4m、勾配が12°以下であること(特定高性能GL)
	2	機械の転落・転倒	スピードを出しすぎて、ハンドルを取られたり、横転しそうになった	安全キャブ・フレーム付トラクタの使用 2柱式フレームを立てる シートベルトの使用	事前に通行する道路をチェックする 当日走行経路や作業工程を確認する、メモを事前に作る 退出路に入る前にブレーキを連結する	勾配を緩くする※1 ガードレール、路肩にポール、注意標識などで危険箇所を明示する	・トラクタは重心が高いので転倒しやすいため、スピードの出し過ぎに注意！ ・スピードが出すぎていると、地面のちょっとした段差などによって	

【ステップ3】

農業者が自ら選定した取組を「安全宣言」として作業場に掲示



四王寺営農組合

私たちの

農作業安全宣言

私達は、特に次の点に注意して農作業を行うことを宣言します。

- トラクターの乗り降り、はしご方式で行います
- トラクターの引渡しは、給油タンクとブレーキ連結を守ります
- コンバインからの排出時の位置調整は補助者が主導して行います。
- コンバインからの排出時にトラックに乗るときは筒の正対の位置で作業します。
- 刈払機の刃は左側を使用し、作業します。
- 刈払機のエンジン始動は、地面に機械を置いて行います。
- 刈払機のエンジン始動時は、刃を地面から離して行います

(参考) 高齢者等に危険な作業を理解していただくためのツール

- 高齢者事故が多発していることを踏まえ、農水省の令和元年度の補助事業により、(一社)農業機械化協会が作成した指導ツール。映像は、令和2年6月よりYOUTUBEで公開されている。
- 高齢農業者と、それぞれが所有するトラクターにカメラ等の記録装置を装着し、自宅出発からほ場での作業、帰宅までの映像を記録。指導者は、研修等において農業者に映像を見ていただきながら、模範的な点、危険な点を解説することができる。
(令和2年度の事業では、コンバインについて映像資料を作成中であり、4月公開を予定。)

【模範的な点、危険な点の例】



【模範的】日常的な点検・整備



【模範的】シートベルトの装着



【危険】ユニバーサルジョイントがーの欠損



【危険】走行中の片ブレーキ解除



【模範的】作業後の土壌の除去



【危険】前向き下車

3. 令和3年農作業安全確認運動の運動方針①

- シートベルトを着用することで死亡事故の発生を大幅に低減できること、交差点等のない道路を走行中に追突されることによる事故が多発していることなど、（ア）交通事故の発生データから得られた新たな知見を農業機械の販売や現場での農業指導等の場面において農業者に伝達することを通じて、シートベルト・ヘルメットの着用徹底と、作業機を付けた状態で公道走行する際の灯火器類の設置を集中的に働きかける。

→ 以下のデータをわかりやすいパンフレット等にして、協議会等を通じて現場への周知を進めることを予定

農耕作業用特殊車における事故内容・道路形状別の事故件数（平成27～令和元年）

【死亡事故、重傷事故、軽傷事故の合計】

	車両相互		単独事故			人対車両	列車	合計
	追突	追突以外	工作物	路外逸脱	その他			
交差点 交差点付近	64 (27.1%)	133 (56.4%)	4 (1.7%)	23 (9.7%)	9 (3.8%)	3	0	236 (100%)
単路	401 ※ (58.0%)	110 (15.9%)	15 (2.2%)	126 (18.2%)	29 (4.2%)	10	0	691 (100%)
踏切・ 一般交通	1 (2.8%)	2 (5.6%)	0 (0.0%)	12 (33.3%)	14 (38.9%)	6	1	36 (100%)
合計	466	245	19	161	52	19	1	963

※「単路・追突」の401件のうち、追突されたものが386件、追突したものが15件。

41.6%

【死亡事故のみ】

	車両相互		単独事故			人対車両	列車	合計
	追突	追突以外	工作物	路外逸脱	その他			
交差点 交差点付近	3 (9.7%)	5 (16.1%)	3 (9.7%)	12 (38.7%)	8 (25.8%)	0	0	31 (100%)
単路	26 (19.7%)	7 (5.3%)	6 (4.5%)	75 (56.8%)	15 (11.4%)	3	0	132 (100%)
踏切・ 一般交通	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (28.6%)	3 (42.9%)	1	1	7 (100%)
合計	29	12	9	89	26	4	1	170

（公財）交通事故総合分析センターの集計結果より作成

※ 単路とは、交差点、交差点付近、踏切、高速道路の駐車場等を含む一般交通以外の事故をいう。

52.4%

農耕作業用特殊車乗員のシートベルト着用の有無ごとの死傷の状況

（平成27～令和元年）

	死亡者	重傷者	軽傷者	合計
シートベルト 着用	3 (3.2%)	10 (10.8%)	80 (86.0%)	93 (100%)
非着用	148 (24.5%)	175 (29.0%)	281 (46.5%)	604 (100%)
不明	5 (10.2%)	24 (49.0%)	20 (40.8%)	49
合計	156	209	381	746

12.5%

（公財）交通事故総合分析センターの集計結果より作成

3. 令和3年農作業安全確認運動の運動方針②

2. 安全フレーム等のない乗用型トラクターが依然として一定程度存在することから、(イ) 令和2年度の農林水産省の調査によるフレーム等を後付けした農業者に対するヒアリング結果も活用し、安全フレームやシートベルト等が装備されていないトラクターの所有者への追加装備や買い替え等の働きかけについても継続する。

農機メーカーにおける取組の継続と周知の強化

啓発資材を用いた集中的な周知活動の推進

フレーム等後付の実施者の声を 活用したパンフレットの作成・活用

乗用型トラクターへの安全フレーム・シートベルトの後付けを更に促進するため、今後、農業機械安全性向上対策強化委託事業の結果を活用し、「安心感の向上」等、実際に後付けを行った方の動機や効果等の情報をパンフレット等で周知。



ステッカーやポスターを用いた周知

安全フレームやシートベルト等の設置・着用に着用特化したステッカー配布やポスター募集・配布を行うことで、集中的に周知。



令和3年ステッカー

- シートベルト・ヘルメットの着用を喚起する農作業安全ステッカーの作成・配布。
(3月配布予定、総数60万枚)

- シートベルト・ヘルメットの着用や安全フレーム付きトラクターの利用に着用特化したテーマでポスターを募集。
(4～6月募集・8月表彰予定)

3. 令和3年農作業安全確認運動の取組方針③

3. 農業者が自ら積極的に安全対策を講じるためには、農業者が農作業事故を「自分ごと」と捉える意識改革が重要であり、こうした意識改革を促す環境を整備するため、(ウ) 全国の農業者が安全研修を受けられる体制の構築に向けた農作業安全指導員の育成を図る。

○ **令和3年度予算案において、新たに農作業安全指導体制の構築を行う事業を計上。上半期に講師を育成し、下半期には各県50名規模で農作業安全指導員を育成するもの。**

→ **今年度の上半期に、各県協議会等において指導員候補者のリストアップ作業に御協力ください。**

【持続的生産強化対策事業のうち農作業安全総合対策推進】（抜粋）

< 事業の内容 >

農作業安全指導体制の構築

全国の農業者が農作業安全研修を受講することができる体制の構築に向けて、各都道府県に「農作業安全指導員」を育成するための取組を支援

< 農作業安全指導員の対象者例 >

営農指導員、農業機械士、農機販売店員、普及指導員、労働安全衛生コンサルタント 等

< 事業イメージ >

< 農作業安全指導体制の構築 >



農作業安全指導員の育成



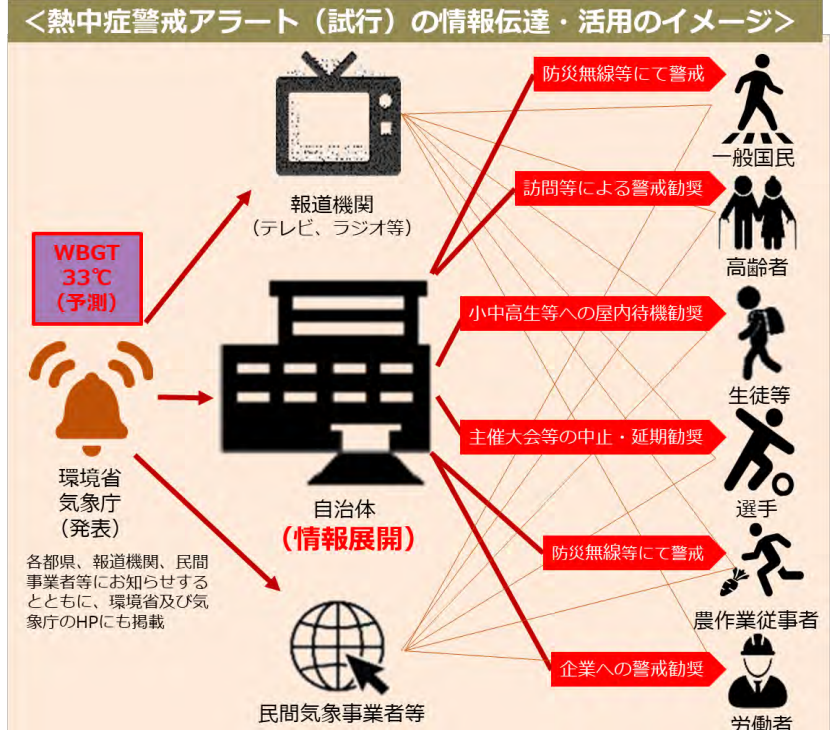
農作業安全研修体制の整備

3. 令和3年農作業安全確認運動の取組方針④

4. 近年、農作業中の熱中症による死亡事故が多発していることを踏まえ、(エ) 作業当日に熱中症リスクのある地域の農業者に直接注意喚起を行うことができるMAFFアプリを活用した熱中症警戒アラートの利用の促進を図る。

- **環境省・気象庁で令和3年から本格運用される「熱中症警戒アラート」とMAFFアプリを連携（本年5月頃を予定）。熱中症リスクの高い地域の農業者のスマートフォンだけに、当日の朝、プッシュ式で情報を発信することが可能となる。**
- **各県協議会等においてMAFFアプリの登録拡大に御協力ください（本年2月現在、約1.3万件）。**

「熱中症警戒アラート」の概要



環境省・気象庁資料より抜粋

農業者と農林水産省をつなぐ 新たなコミュニケーションツール MAFFアプリ

農業に役立つ情報が直接届く。現場の情報を直接届ける。

- 現場の情報を直接届ける！
- 欲しい情報をサクサク検索！
- 大切な情報をPush通知！
- 農業に役立つ情報が直接届く！

ダウンロードはこちら (無料)

農林水産省大臣官房政策課
TEL: 03-3502-8448

MAFF
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries
農林水産省

MAFFアプリの取得はこちら
<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/maff-app.html>

3. 令和3年農作業安全確認運動の取組方針⑤

5. 農業者や農業者団体の現場における具体的な作業安全行動を喚起するため、（オ）新たに策定した「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」やGAPの周知・実践を働きかける。

○ 農林水産省では、今年度、有識者会議でのご議論を経て、安全のために日々留意すべき事項と実行すべき事項を「事業者向け」と事業者を構成員とする「事業者団体向け」に整理した、農林水産業・食品産業の作業安全のための規範を作成。

→ 各県協議会等において、農業者等への積極的な周知に御協力ください。

規範等の全体構成

- ①**共通規範**
 - ・ ・ ・ 作業安全に関する基本的な考え方を整理（農林水産業・食品産業共通）。
- ②**個別規範**
 - ・ ・ ・ 分野ごとに具体的な事項を整理。
- ③**チェックシート**
 - ・ ・ ・ 個別規範の各項目の安全対策ができているかを自己点検するためのシート
- ④**解説書**
 - ・ ・ ・ 個別規範の各項目について必要性や詳細等を解説。チェックシートの活用にあたり、必要に応じて参照

個別規範（農業）のチェックシート

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：農業） 事業者向け チェックシート（案）		
事業者名		
品目 (○を付ける。複数選択可)	米 / 畑作 / 露地野菜 / 施設園芸 / 果樹 / 酪農 / 肉用牛 / 豚 / 鶏 / その他 ()	
記入者 氏名		
雇用労働者の有無	有 / 無	
記入日	令和 年 月 日	
現在の取組状況をご記入下さい。 <small>※GAPに取り組まれている方へ②-③-④以外は、GAPの取組としても行われるべき事項です。本チェックシートを通して、これらの取組が実施されているか、改めてご確認ください。</small>		
具体的な事項	○:実施 ×:実施していない △:今後、実施予定 ―:該当しない	
1 作業安全確保のために必要な対策を講じる。		
1-(1) 人的対応力の向上		
1-(1)-① 作業事故防止に向けた具体的な目標を設定する。		
1-(1)-② 知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。		
1-(1)-③ 作業安全に関する研修・教育等を受ける。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。		
1-(1)-④ 適切な技能や免許等の資格を取得する。		
1-(1)-⑤ 家族の話し合い、職場での朝礼や定期的な集会等により、従事者間で作業の計画や安全意識を共有する。		
1-(1)-⑥ 安全対策の推進に向け、従事者自らが提案を行う。		
1-(2) 作業安全のためのルールや手順の順守		
関係法令や職場内の安全ルールを遵守する。 (法令による義務の例) ・トラクターで公道を走行するときは、作業機を含めた車幅等の条件に応じて、大型特殊自動車免許等を取得した者とする(道路交通法第85条等) ・労働者をフォークリフトの運転業務に就かせるときは、最大荷重に応じて、技能講習を修了した者とするか、特別教育を実施する(労働安全衛生法第59条第3項等)		
1-(2)-①		
1-(2)-② 農業機械や農薬等、資機材等の使用に当たっては、取扱説明書の確認等を通じて適切な使用方法を理解する。		
1-(2)-③ 作業に応じ、安全に配慮した服装や保護具等を着用する。		

規範の活用方針

- 1 事業者における自主的な活用
 - (1) 現場での意識向上への活用
ポスター、チラシ等の形で掲示いただき、従事者が目にすることで、意識啓発に活用
 - (2) チェックシートを活用した取組の再点検
現場の安全のための日々の取組の再点検に活用
- 2 行政等における活用
 - (1) 補助事業等における「クロスコンプライアンス」への活用
規範の考え方に基づき、幅広い事業において安全対策の実施を要件化（義務化・努力義務化）
 - (2) チェックシートを活用した現場の取組状況の分析
可能な範囲でチェックシートを提出いただくことにより現場の取組状況を把握・分析

(参考) 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(農業者向け・解説書)の例

個別規範の例

1-(3)-② 機械や刃物等の日常点検・整備・保管を適切に行う。

解説書における解説

【取組の必要性等】

機械や刃物等の不具合が発生すると、事故につながります。そのため、使用前又は定期的に行う点検・整備や保管を適切に実施し、不具合を防止することが必要です。

【具体的な取組内容等】

機械・器具を用いる作業を行う場合には、必ず事前に安全装置や防護カバー等の安全装備を含めていわゆる始業点検を行い、異常がある場合には、調整又は修理をする等の必要な措置を行いましょう。法令上義務となっている事項がある場合は、確実に実施しましょう。

刃物については、使用しないときにはカバーをし、柄から刃部が抜けないう、がたつきを点検しましょう。

また、機械の掃除や修理を行う場合には、原則機械を停止させましょう。

(参考) 法令上の主な義務等(労働者を使用する事業者の場合)

事業者は、フォークリフト等について、定期的に自主検査を有資格者により行い、その結果を記録することが義務付けられています(労働安全衛生法第45条第2項、労働安全衛生法施行令第15条第2項に基づく特定自主検査)。

また、事業者は、これらについて、その日の作業を開始する前に制動装置等の点検を行うことが義務付けられています(労働安全衛生規則第151条の25等)。

さらに、事業者は、機械(刃部を除く。)の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合や、機械の刃部の掃除、検査、修理、取替え又は調整の作業を行うときは、原則として機械の運転を停止することが義務付けられています(労働安全衛生規則第107条、第108条)。

- ・取組の必要性、具体的な取組内容を記載。
- ・その他、注意すべき点を例示。
(この場合、清掃・修理時の機械停止等)

- ・取組の参考として、労働者を使用する事業者の場合に適用される法令上の主な義務等について記載。

3. 令和3年農作業安全確認運動の取組方針⑥

6. 都道府県の協力を得て、現在設立されている労災保険特別加入団体が受入れ可能なエリア等を把握できたことから、(力) 受入れできないエリアの農業団体等に対しては労災保険特別加入団体の設置を、受入れ可能なエリアの農業者に対しては労災保険特別加入制度への加入の促進を働きかける。

○ 都道府県を通じて労災特別加入が行えるエリア等を調査したところ、都道府県全域をカバーしている都道府県は全体の1/3程度であったところ。

→ 各県協議会等においては、特別加入の促進と併せ、特別加入が行える環境の整備にも御協力ください。

【調査結果】

単位：都道府県数

都道府県内のカバー率	特定農作業従事者の受入れが可能か	指定農業機械作業従事者の受入れが可能か
都道府県内の全域をカバー	17	18
8割以上*の市町村をカバー	6	6
3割以上8割未満*の市町村をカバー	8	10
3割未満*しかカバーできていない	16	13

資料：都道府県等の聞き取り調査に基づき技術普及課とりまとめ

- (注1) カバーとは、域内の全農業者の受入れが可能ないし特別加入団体がある場合に加え、域内のJA組合員のみを受入れ可能とする特別加入団体がある場合を含む。
- (注2) 「8割以上の市町村をカバー」とは、県内の市町村数のうち、域内の全農業者を受入れ可能な特別加入団体がある市町村数の割合が8割以上であることを指す。
- (注3) 特別加入団体の中には、一定の手数料等を課すものの、全国の農業者を受け入れることが可能なものや県域を越えて受け入れることが可能なものも存在する。

(参考) 農作業安全検討会について

- 操作ミスがあっても重大事故につながらないようにするためには、農業機械の安全対策等が重要であり、こうした論点を含めて幅広く議論を行い、効果的な対策を構じる必要。
- このため、作業安全規範を検討した有識者会議を母体に、関係業界なども幅広く参集した「農作業安全検討会」を設置し、農業機械の安全対策等の検討を深めていく予定。
- 第1回は2月25日(木)に開催。本年春を目途に具体化(中間取りまとめ)を進めていくことを想定。

開催要領

農作業安全検討会 開催要領

令和3年2月
農林水産省

1 趣旨

農業においては、毎年300件前後の農作業中の死亡事故が発生し、10万人当たりの死亡事故件数も増加傾向にあるなど、作業安全対策の強化は喫緊の課題となっている。

こうした課題に対応するためには、農業者・農業者団体等が取り組むべき事項についてとりまとめた「作業安全規範」の普及等と併せ、農業機械の安全対策の強化や関係法令における対応の徹底等、幅広い観点から対策を講じていくことも必要である。

このため、農業者・農業者団体、労働安全に係る有識者、農業機械関係団体等の関係者を参集した「農作業安全検討会」において必要な対策を検討し、効果的な取組に結びつけていくこととする。

2 構成

- (1) 検討会は、別紙に掲げる委員をもって構成する。
- (2) 検討会は、必要と認めるときは、委員以外の者から意見を聴くことができるものとする。
- (3) 検討会は、必要と認めるときは、専門的見地から特定の事項について検討するため、作業部会を設置することができるものとする。

3 運営

- (1) 会議は原則として公開とする。
- (2) 会議の議事要旨及び資料は、会議終了後、委員の了解を得た上でホームページにより公表するものとする。

4 当面の活動内容

令和3年2月から検討を開始し、令和3年4月中に中間とりまとめを行った上で、5月以降更に具体的な対策等を検討することを目指す。

委員名簿

農作業安全検討会 委員名簿

生部 誠治※	(一社) 全国農業協同組合中央会 営農・くらし支援部長
梅崎 重夫※	(独) 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所長
大浦 栄次※※	(一社) 日本農村医学会 監事
大吉 枝美※	大吉農園
川口 尚	(一社) 日本農業機械工業会 常務理事
氣多 正※※	(一社) 日本農業機械化協会 専務理事
小谷 あゆみ※	フリーアナウンサー、農業ジャーナリスト
鈴木 信生※※	(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会 副会長
高橋 良行	(公社) 日本農業法人協会 理事
田島 淳	東京農業大学 地域環境科学部 生産環境工学科
田中 宏樹	全国農業機械商業協同組合連合会 専務理事
藤井 幸人※	(国研) 農研機構 農業技術革新工学研究センター 安全検査部長
山中 嗣貴	全国農業協同組合連合会 耕種資材部 次長

※ 農林水産業・食品産業の現場の新たな作業安全対策に関する有識者会議 委員
※※ 農林水産業・食品産業の現場の新たな作業安全対策に関する有識者会議 農業分科会 委員

(オブザーバー)

厚生労働省 労働基準局 安全課

経済産業省 産業機械課

国土交通省 自動車局 安全・環境基準課

警察庁 交通局 交通企画課